

減額返還願は、スカラネット・パーソナルから提出ができます

スカラネット・パーソナルからの提出には、一定の条件があります。
スカラネット・パーソナルから提出できない方は、奨学金減額返還願の用紙に記入の上、
郵送でご提出ください。



減額返還制度の
申請手続き



スカラネット・
パーソナル

①表面

※ 1年ごとの願出となっています。
※ 黒か青の摩擦等で消えないボールペンを使用し、本人が自署してください。(コピー不可)

奨学金減額返還願

日本学生支援機構理事長 殿

私は、日本学生支援機構奨学金の返還につき、以下のとおり願ひ出ます。なお、本願出にあたり、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び関連法令が定めた範囲で日本学生支援機構がマイナンバー(個人番号)を利用すること及び必要な地方税情報を利用することに同意します。

		記入日	(西暦)	年	月	日	
右欄に希望する奨学生番号をすべて記入してください		奨学生番号					
※記入された奨学生番号のみ審査対象となります							
フリガナ			生年月日	(西暦)	年	月	日生
本人氏名							
本人住所	〒						
電話番号	(自宅)	—	—	(携帯)	—	—	
外国居住の場合の日本国内連絡先	〒			連絡先氏名			
	住所			連絡先電話番号	—	—	
本人勤務先	勤務先名		勤務先電話番号		—	—	

【申請内容・期間について】「できるだけ早い時期」に✓がある場合は、審査時の適用可能月を減額返還の開始月とします。
※「次回返還期日」よりも「前回承認された減額返還期間終了の翌月」が未来の場合、「前回承認された減額返還期間終了の翌月」を開始月とすることがあります。

奨学金減額返還を希望する		・審査の時点で延滞している場合には適用されません。 ・第一種奨学金「所得連動返還方式」(平成29年度以降採用)選択者は、減額返還を申請することはできません。	
希望開始月	いずれかの□に✓をつけてください。✓がない場合はできるだけ早い時期として取り扱います。 ☐ できるだけ早い時期 ☐ (西暦) 年 月		
減額返還方法及び希望減額期間	①~④のいずれかの□に✓をつけ、対応する右の希望期間の□に✓をつけてください。①~④の複数に✓することはできません。 ☐ ①通常割賦金額の1/2の金額 ☐ 2か月 ☐ 4か月 ☐ 6か月 ☐ 8か月 ☐ 10か月 ☐ 12か月 ☐ ②通常割賦金額の1/3の金額 ☐ 3か月 ☐ 6か月 ☐ 9か月 ☐ 12か月 ☐ ③通常割賦金額の1/4の金額 ☐ 4か月 ☐ 8か月 ☐ 12か月 ☐ ④通常割賦金額の2/3の金額 ☐ 3か月 ☐ 6か月 ☐ 9か月 ☐ 12か月 (注)減額返還を希望する月数の□に✓がない場合は、12か月として取り扱います。 (注)最終口座振替月の減額返還を申請される場合、④の2/3は選択できません。①~③のいずれかを選択してください。		

【願出の事由】・□に✓し、事由に応じた証明書を添付してください。
・マイナンバーを提出済みの方(または今回不備のないマイナンバー提出書類を提出いただいた方)は、一部の証明書の添付を省略できます。

事由	☐ 経済困難 ☐ 失業中 ☐ 傷病 ☐ 災害 ☐ その他 ()	
保険証申告欄	証明書一覧に「健康保険証、マイナポータル健康保険証等情報画面又は資格確認書のコピー」と記載がある事由で申請する場合は、以下のいずれかの□に✓してください。 私の健康保険は ☐ 国民健康保険ではない ☐ 国民健康保険である	
扶養している子供の人数申告欄	あなたが扶養している子供の人数を右欄に記載してください。 (注)人数の記載がない場合は、0人として取り扱います。 (注)扶養している子供の人数は、地方税上の扶養対象となっている子供(親子関係にあるもの)の人数をマイナンバーまたは所得証明書にて確認します。	子供の人数 人
〔特記事項〕 特記事項がある場合のみご記入ください(任意)。 _____ _____ _____ _____		

※年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は②裏面を確認してください。

ご記入いただいた情報は、奨学金事業のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、あなたの情報が、奨学金事業の委託先に必要に応じて提供されますが、その他の目的には利用されません。なお、機関保証制度に加入している方については、保証管理に必要な情報が(公財)日本国際教育支援協会に提供されます。

②裏面も確認してください。 15-36_20241224

※適用希望月の前々月末までに願ひ出てください。

②裏面

以下のことについて、ご了承ください。

- 承認通知が届くまでは、通常割賦金での請求となります。
- 審査の結果、承認する場合には、減額返還適用期間とその返還明細を通知します。
なお、承認通知は、本人・連帯保証人(人的保証制度の場合)の双方及び振替口座の名義人(本人・連帯保証人と異なる場合のみ)に送付します。
- 提出書類等に虚偽があることが認められたときは、承認された減額返還は取り消されます。
- マイナンバーの提出により省略できる証明書類については事由により異なります。証明書一覧で確認してください。

年間収入(税込)が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える方は、必ず確認してください。

★奨学生本人の年間収入が300万円(税込)(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)を超える場合は、以下の控除項目に該当し、**控除後の年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は所得200万円)以下になることを確認して、減額返還を願い出てください。**
なお、**控除項目2～7は、ホームページに別途記載の「控除計算表」と、「控除計算表」に記載の証明書も提出が必要です。**

※追加の書類の提出を依頼する場合があります。

※審査の結果、認められない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

控除項目		内容
1	減額返還を願い出る場合の控除	①奨学生本人が子を3人以上扶養している場合は、一律300万円控除 ②奨学生本人が子を2人扶養している場合は、一律200万円控除 ③上記①②以外の場合は、一律100万円控除
2	奨学生本人の被扶養者にかかる控除	①証明書で被扶養者がいることを確認できる場合に控除 ②1人につき38万円控除
3	奨学生本人の被扶養者でない、親への援助	①親を奨学生の被扶養者としている場合は、「2.奨学生本人の被扶養者にかかる控除」になります。 ②年間38万円上限(父と母が別居の場合で各々に援助している場合は、1世帯につき年間38万円上限(合計76万円))までの実費を控除 ③父・母が生活保護を受給している場合は認められません。
4	奨学生本人の被扶養者でない、他の親族への援助 (2親等以内で配偶者・子を除く)	①「3.親への援助」に加えて援助が必要な場合のみ(対象者を奨学生本人の被扶養者としている場合は、「2.奨学生本人の被扶養者にかかる控除」になります。) ②兄弟姉妹の場合は、学生に限ります。 ③年間38万円上限までの実費を控除 ④援助の受領者が生活保護を受給している場合は認められません。
5	奨学生本人にかかる医療費	①奨学生本人が傷病であり、その加療期間が6か月以上であること。 ②年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除
6	奨学生本人の被扶養者にかかる医療費補助	①奨学生本人の被扶養者が傷病であり、その加療期間が2週間以上であること。 ②年間96万円(1か月8万円)を上限として、領収書等により証明される医療費を控除
7	(「災害」事由に限る)住宅取得経費、自宅修理費、車・家財購入経費	①奨学生本人が罹災し、住宅取得経費・自宅修理費、車・家財購入経費等、災害にかかる支出がある場合 ②奨学生本人名義、または支払い者が奨学生本人の領収証、ローン明細書等により証明される年間支出額を控除

同意事項・注意事項 ※減額返還を希望する方は、必ず確認してください。

奨学金 **減額返還** を希望する方は、以下の事項に同意の上、注意事項を確認し、減額返還願を提出してください。

- 月賦以外の返還方法(年賦、半年賦、月賦・半年賦併用)で返還している方は、減額返還の承認に伴い、月賦の返還方法に変更され、減額返還の終了後も月賦返還が継続します。月賦の返還方法による割賦金は、減額返還承認通知で確認してください。
- 減額返還適用中に2回続けて振替不能となった場合は、延滞発生時に遡って減額返還の適用取消とし、減額返還適用前の当初割賦金を延滞額として算出した延滞金を加えた額を返還いただくことになります。

〔注意事項〕

- ※減額返還は、割賦金額を減額して、返還期間を延長するものです。返還予定総額が減額されるものではありません。
- ※審査の時点で延滞している場合には適用されません。(延滞を解消することにより翌月以降審査が可能となります。)
- ※減額返還は、口座振替(リレー口座)加入者のみ利用可能です。
口座振替(リレー口座)未加入の方は加入手続きを行い、口座振替が開始となったことを確認後に、減額返還の願出をしてください。
- ※減額返還は、口座振替(リレー口座)で返還した場合のみ適用となります。

減額返還願

【提出前チェックシート】

減額返還願を提出する前にもう一度間違いがないか確認し、「はい」に○をしてください。

☆このチェックシートは減額返還願と一緒に提出してください。

奨学生番号:
氏 名:

【複数の奨学生番号をお持ちの方】
・複数の奨学生番号について減額返還を願ひ出る場合でも
チェックシートは1枚提出してください。

項番	点 検 事 項	左の項目を確認し、「はい」を○で囲む
----	---------	--------------------

【願出様式の表面】

1	黒または青の摩擦等で消えないボールペンで記入しましたか。 ※鉛筆・消えるボールペンでの作成は不備となり返送されます。	はい
2	日付を記入しましたか。 ※作成した年月日を記入してください。	はい
3	希望する奨学生番号を記入しましたか。 ※記入された奨学生番号のみ審査対象となります。	はい
4	氏名・生年月日・住所・電話番号・勤務先の記入に間違いはないですか。 ※改姓、住所変更、勤務先変更がある場合は、作成日現在の状況を記入してください。本機構で登録を変更します。	はい
5	希望開始月について、「できるだけ早い時期」又は「西暦 年 月」のいずれかの口に✓を入れましたか。 ※「(西暦) 年 月」を選択した場合は具体的な開始年月を記入してください。(過去の年月は不可)	はい
6	希望する減額返還方法の選択と希望減額期間について 減額返還方法及び対応する希望減額期間を選択しましたか。 ※希望減額期間について✓がない場合はいずれも12か月として取り扱います。 ※希望減額期間に複数✓があった場合は長い方の期間を希望期間として取り扱います。	はい
7	所得証明書を添付しましたか。(マイナンバーの提出により所得証明書の提出は省略できます。) ※新卒(退学)・在学猶予切れ等、および外国居住の低所得者は添付証明書が異なりますので証明書一覧で確認してください。	はい
8	【7で年間収入(税込)400万円(所得300万円)を超えており、以下の事由に該当する方のみ】 傷病、失業、災害、減収、無給に該当する方は、当該事由に該当する証明書も添付しましたか。	はい
9	願出の事由を選択しましたか。	はい
10	保険証申告欄に記入しましたか。 ※証明書一覧に「健康保険証、マイナポータル健康保険証等情報画面又は資格確認書のコピー」と記載がある事由で申請する場合。 ※健康保険証、マイナポータル健康保険証等情報画面又は資格確認書のコピーを提出する場合は、保険者番号、被保険者等記号・番号及び二次元コードは読み取れないよう黒塗り(マスキング)したか確認してください。	はい
11	扶養している子供の人数申告欄に記入しましたか。 ※人数の記載がない場合は0人として取扱います。	はい
12	マイナンバーは提出していますか。 マイナンバーを提出していない場合は、「マイナンバー提出書」とマイナンバー提出に必要な証明書類を添付しましたか。	はい

【願出様式の裏面】

給与と所得者で年間収入(税込)が300万円(給与所得以外の所得を含む場合は年間所得が200万円)を超える方 のみ記入

13	②裏面の「控除項目」に該当しますか。	はい
14	「年間収入が300万円(給与以外の所得を含む場合は年間所得200万円)を超える方のための控除計算表」で 控除額を計算し、年間収入(税込)が300万円(所得200万円)以下となることを確認しましたか。	はい
15	②裏面の「控除項目」2～7に該当する場合は、「控除計算表」及び「控除計算表」に記載の証明書を添付しましたか。	はい

同意事項・注意事項

16	口座振替(リレー口座)に加入していますか。 ※口座振替(リレー口座)未加入の方は加入手続きを行い、口座振替が開始となったことを確認後に、願ひ出てください。	はい
17	延滞なく返還していますか。 ※延滞している方は、事前に延滞を解消してから願ひ出てください。	はい
18	減額返還願裏面の「同意事項・注意事項」はすべての事項をよく読み確認しましたか。	はい

○減額返還が承認されるまでの間、通常割賦金での請求となります。
○記入漏れや記入不備、証明書不備等の場合は返送されます。返送された場合は、書類を改めて提出する必要があります。
○減額返還の願出にはマイナンバーの提出及び事由に合った証明書の添付が必要です。

【提出先】〒119-0385 独立行政法人 日本学生支援機構 猶予減額受付窓口 ←専用郵便番号のため左記の郵便番号と宛名のみで届きます。

ホームページの掲載内容も確認していただくなど、不備による返送とならないように十分注意してください。

減額返還について

https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan_konnan/gengaku/index.html